

佐賀城本丸歴史館開館 20 周年イベント企画運営等業務企画競争実施要領

1. 目的

令和 6 年は、佐賀県立佐賀城本丸歴史館が開館して 20 年にあたる。「佐賀城本丸歴史館開館 20 周年記念 佐賀藩の四季―式典・祭祀・年中行事―」の開催に併せて、江戸時代から続く佐賀の文化を感じられる 20 周年記念イベントを開催する。

2. 委託業務の内容

(1) 委託業務名

佐賀城本丸歴史館開館 20 周年イベント企画運営等業務

(2) 委託業務の内容

別添「佐賀城本丸歴史館開館 20 周年イベント企画運営等業務委託仕様書」
のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 6 年（2024 年）12 月 28 日（土曜日）まで

(4) 契約上限額

金 8,500 千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

3. 企画提案スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール（予定）

| | |
|------------------------|-----------------------------|
| 令和6年（2024年）7月 2日（火曜日） | 事前説明会申込書提出期限 |
| 令和6年（2024年）7月 3日（水曜日） | 事前説明会 <u>※参加を申込の必須要件とする</u> |
| 令和6年（2024年）7月 10日（水曜日） | 仕様書質問受付期限 |
| 令和6年（2024年）7月 16日（火曜日） | 参加資格確認申請書提出期限 |
| 令和6年（2024年）7月 22日（月曜日） | 参加資格結果通知 |
| 令和6年（2024年）7月 26日（金曜日） | 企画提案書提出期限 |
| 令和6年（2024年）7月 30日（火曜日） | 企画コンペ [プレゼンテーション・審査会] |
| 令和6年（2024年）8月上旬 | 委託業者決定 |

(2) 事前説明会の実施

① 日 時 令和6年7月3日（水曜日）13時30分～

② 場 所 佐賀県立佐賀城本丸歴史館 会議室

※公示した実施要領等は各自持参すること。

③ 参加申込方法

事前説明会参加申込書（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、7月2日（火曜日）15時までに「7. 問い合わせ先」記載のメールアドレスまで電子メールにて提出すること。

④ 事前説明会への参加は、企画コンペの参加に係る必須要件とする。

(3) 企画コンペ参加申込及び参加資格の確認

本企画コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

① 提出書類

ア 参加資格確認申請書（別紙様式2）・・・ 1部

イ 会社概要（パンフレットで可）・・・・・・ 1部

ウ 実績書（別紙様式3）・・・・・・・・・ 1部

過去3年間における同種の業務の実績について記載すること（行政関係機関からの受託実績は必ず記載）

② 提出期限 令和6年（2024年）7月16日（火曜日）15時（必着）

③ 提出方法 メール送付、持参又は郵送

※メールの場合は、メール送信後、当館担当者に電話連絡をすること。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

④ 参加資格確認結果 令和6年（2024年）7月22日（月曜日）までに通知する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（パワーポイント形式）・・・ 10部及びPDFデータ

（別紙「企画提案書作成要領」参照の上、作成すること）

イ 見積書（任意様式）・・・ 10部（うち9部は写しで可）及びPDFデータ

（ア）見積価格は審査における評価項目のひとつであるため、企画提案内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

（イ）「佐賀県立佐賀城本丸歴史館統括副館長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ提出すること。

② 提出期限 令和6年（2024年）7月26日（金曜日）17時（必着）

③ 提出場所 「7. 問い合わせ先」参照

④ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

⑤ 企画提案書等の取扱い

ア 提出後の企画提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

イ 本企画提案の応募及びプレゼンテーションに係る経費は、全て参加事業者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書及び添付資料の記載事項は実現可能なものとし、原則として全て履行しなければならない。

(5) プレゼンテーション（審査会）の開催

① 日時 令和6年（2024年）7月30日（火曜日）

※時間と場所は参加者に後日連絡する。

② 実施方法

ア 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

イ 参加者側の出席者は3人以内（業務の総括責任者、企画を考案した者などを参加さ

せること)とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度(説明15分、質疑15分程度)を予定している。

ウ プレゼンテーションの順番については、企画コンペ参加資格確認申請書の受付順とし、企画コンペ参加資格確認結果通知後に確定する。

エ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコンは持参すること。

(6) 最優秀提案者の決定

- ① 審査員は、別に定める評価基準に従って審査を行う。審査の結果、最優秀提案者を選定し、その者を受託候補者として決定する。
- ② 企画提案書等の内容に未記入箇所がある場合や添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合、該当する評価項目は0点とする場合がある。
- ③ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最低基準点は6割(100点×60%=60点)とする。
- ④ 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、審査員にて協議の上、最優秀提案者を決定する。なお、企画コンペ参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- ⑤ 企画コンペ参加者が1者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。

(7) 結果の通知

令和6年(2024年)8月上旬にプレゼンテーションに出席した全ての参加者に対し通知する。

4. 参加者の資格要件

本業務委託の参加資格要件は、次の要件を全て満たす単独法人又は単独の個人事業所とする。なお、(7)の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、オンライン等での対応を含め、迅速に対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去に同種又は類似の業務を受託した実績を有し、事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 参加者プレゼンテーションの日の6か月前から参加者プレゼンテーションの日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5. 業務の委託契約

- (1) 最優秀提案者と契約締結に向けた手続きを行う。なお、企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、最優秀提案者との協議により契約締結段階において、業務仕様書に変更のない範囲において、調整を行う。
- (2) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得た者のうち、次点者を新たな最優秀提案者として手続きを行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6. その他

(1) 契約保証金

- ① 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- ② 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ③ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除される
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、県の契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加者の資格要件を満たさなくなった場合又は資格要件を満たさないことが判明した場合
- ② 公正な審査を妨害した場合又は妨害するおそれがあることが判明した場合を含め、本企

画コンペについて不正行為を行った場合

- ③ 見積書の金額、氏名について誤脱のあるものを提出した場合
- ④ 1者で2以上の提案をした場合
- ⑤ 代理人でその資格のない場合
- ⑥ 提出資料の重要事項が適切に記述されていない場合
- ⑦ 提出資料の内容に虚偽があることが判明した場合
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ① 参加事業者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(4) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対して質問がある場合は、令和6年(2024年)7月10日(水曜日)17時までに質問書(別紙様式4)により、電子メールにて「7. 問い合わせ先」まで連絡すること。質疑応答の内容は、必要に応じて全ての参加事業者に通知する。

(5) 留意点

- ① 参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ② 企画提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- ③ 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を行わないこと。
- ④ この募集に伴い収集した個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムに基づき、本企画コンペに係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。また、その他個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき、適切に管理するものとする。

7. 問い合わせ先

佐賀県立佐賀城本丸歴史館

〒840-0041 佐賀市城内二丁目18-1

TEL : 0952-41-7550

E-Mail : rekishikan@pref.saga.lg.jp

(別紙様式1)

佐賀城本丸歴史館開館 20 周年イベント企画運営等業務委託に係る
事前説明会参加申込書

令和 年 月 日

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 統括副館長 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

ふりがな
代表者職氏名 _____

佐賀城本丸歴史館開館 20 周年イベント企画運営等業務委託に係る事前説明会に参加いたします。

記

| | |
|-------------|--|
| 担当部署名 | |
| 担当者職・氏名 | |
| 電話番号 | |
| E-mail アドレス | |

※ 担当者を記入すること。

※ 提出された個人情報は、本事業に関する事務にのみ使用し、その他の目的に利用しない。

(別紙様式2)

佐賀城本丸歴史館開館20周年イベント企画運営等業務委託
企画コンペ参加資格確認申請書

令和 年 月 日

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 統括副館長 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

ふりがな
代表者職氏名 _____

代表者生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

標記委託業務の企画コンペに参加したいので、必要書類を添えて申請いたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約いたします。

また、必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾いたします。

記

【本業務実施に係る総括責任者】

| | |
|------------|--|
| 担当部署 | |
| 総括責任者 職・氏名 | |
| 電話番号 | |
| E-mail | |

○添付書類（有・無） ※添付書類有の場合、書類名を記入

○別記「参加者の資格要件」を添付

(別記)

本業務委託の参加資格要件は、次の要件を全て満たす単独法人又は単独の個人事業所とする。
なお、(7)の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、オンライン等での対応を含め、迅速に対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去に同種又は類似の業務を受託した実績を有し、事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 参加者プレゼンテーションの日の6か月前から参加者プレゼンテーションの日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(別紙様式3)

実績書

| | |
|--------|--|
| 所在地 | |
| 商号又は名称 | |
| 代表者職氏名 | |
| 担当者名 | |
| 連絡先 | |

過去に同種の業務を履行した実績は、下記のとおりです。(過去2年間)

| 契約期間 | 発注者 | 業務名 | 業務内容 | 契約金額 (千円) |
|------|-----|-----|------|--------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 特に、行政関係機関からの受託実績は必ず記入すること。

※ 自社で企画・運営等を行った業務の実績を記載すること。

※ 別途、契約書・仕様書・業務完了認定通知等、業務内容及び業務完了がわかる資料も添付すること。

注) 行が不足する場合は、適宜、追加して記載すること。

注：契約保証金を免除できるのは、記載された履行実績のうち「国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」を満たすもの。

(別紙様式4)

仕様書等に対する質問書

令和 年 月 日

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 宛

◇委託業務名：佐賀城本丸歴史館開館 20 周年イベント企画運営等業務

| | | |
|---------------|--------|--|
| 所在地 | | |
| 氏名（法人の場合は会社名） | | |
| 連絡先 | 担当者名 | |
| | 電話番号 | |
| | E-mail | |
| <質問事項> | | |
| ・ | | |

(別表) 評価基準

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|--------------|---|------------|
| 企画内容の 創造性 | <p>事業構成や企画内容は適切か。</p> <p>(チェックポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の意図や目的等を理解し、仕様書及び提案書作成要領に記載している内容から方向性が逸脱していないか。 ・幅広い層の関心を引くことができる内容か。 ・展覧会の趣旨を意識し、コンテンツ内容に工夫があるか。など | 20 |
| 内容の 妥当性 | <p>佐賀城本丸歴史館のイベントに相応しい品位があり、現実的な提案か。</p> <p>(チェックポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性や品位が感じられるか。 ・企画が現実的かつ実現可能なものか。 ・実施方針が明確で、具体的かつ実現可能なスケジュールを提案しているか。 など | 20 |
| 広報内容の 有効性 | <p>広報の企画内容は適切か。</p> <p>(チェックポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人が情報を入手できるような効果的な告知か。 ・幅広い層の関心を引くことができる内容か。 ・他の企画にはない創造的なものがあるか。 など | 20 |
| 総合的な 評価 | <p>その他、特に評価に値する点があるか。</p> <p>(チェックポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斬新な工夫など特筆すべき点があるか。 など | 10 |
| 実施主体の適 格性 | <p>体制図から、本業務が遂行可能な人員の確保がなされるとともに、効果的な人員体制であると認められるか。</p> <p>(チェックポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保や体制は十分と思われるか。 ・円滑な事業遂行管理や関係者間の意思疎通ができる体制か。 など | 15 |
| 業務実績 | <p>十分な実績を持ち合わせているか。</p> <p>(チェックポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を効果的かつ確実に遂行するために必要な同種の業務実績があるか。 など | 5 |
| 経費の妥当性 | <p>各種見積金額は妥当か。</p> <p>(チェックポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案内容に沿って項目ごとに経費の内訳が詳細かつ明確に記載されているか。 ・提案内容に対して経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。 など | 10 |
| 合計 | | 100 |

注意：※最低基準点は6割（100点×60％＝60点）とする